申告 ワンポイントアドバイス

申告における収入計算の留意点

税理士　柄溝　宗生

はじめに

今回の確定申告にあたり、税務調査で所得の計算上問題になりやすい医業収入とそれ以外の収入について解説する。

1．医業収入の計算

イ．保険診療収入

（1）措置法26条適用（四段階経費率）者の注意点

保険収入は、支払基金の年間「支払調書」及び国保連合会「合計表」の点数によって計算する。

生活保護収入は、支払調書の点数に入っていない。月々の支払基金「当座口振込通知書」の「生活保護」の金額を合計する。

26条の適用は保険診療収入が5千万円以下である場合に限られる。5千万円を超えると適用されず実額で所得計算をすることになるので、計算誤りがないよう注意する。

5千万円以下か否かの判定は、レセプト請求ベースの金額ではなく、診療行為を12月末日迄に行ったか否かで収入時期を判定する。税務調査で、12月中に診療しているが保険請求が遅れた分について、「未請求」分の収入として指摘され、5千万円を超えてしまったケースがあるので、チェックする。

（2）実額による所得計算の注意点

保険収入は未収入金を含め実際に診療した収入金額を計上する。一部負担金の窓口収入については、実際の入金金額で計算する。一部負担金をもらわない「診療値引」については、値引後の金額を収入として集計する。

翌年に一部負担金をもらう分については、「窓口未収金」として今年度の収入にあげておく必要がある。また、（1）の「未請求」分も漏れがないか注意する。

税務調査では、「支払調書」「合計表」月々の「振込通知書」を元に点数に基づく収入金額と、実額計算に基づく収入金額との差額を収入漏れとして問題にすることがある。差額の原因を把握しておく。

ロ．自由診療収入

（1）税務調査で特に問題になるのが、自由診療収入の計上漏れである。自費収入の確定には、次の資料から事前に相互チェック等を行い、整合性を確認しておくことが必要である。

①領収書控え、②窓口日計表、③歯科における委託技工料やインプラント等の仕入など診療科目特有の自由診療に直結する仕入や外注技工料の請求書。その他、アポイント帳に治療内容が記入されているケースもあり、記載方法については注意する。

（2）窓口収入等の現金管理については、日々の残高記帳のある窓口日計表で管理する。収入明細表等で管理している場合は、現金管理が不十分と見られて、調査で自費漏れを指摘されるケースがある。

（3）院長家族や親戚、スタッフ等に対して無償で自費治療を行った場合には、「原価相当分」を家事消費や現物給与とみなされて、自由診療収入の計上漏れと指摘されることがある。

（4）自費収入の代金受領は現金受取が主であるが、ローン等分割払いの場合や翌年に受領が延期される場合には未収計上を忘れることがある。1～2月の自費入金をチェックしておく。

また、自賠責等の報酬は、請求してから相当期間を経てから入金されるため、年度がずれることがあるので、診療日または請求日の確認を忘れないようにする。

（5）矯正治療など通常数年の治療を要するものについては、患者との契約内容等に基づき、収入を計上することになる。

ハ．その他の自由診療収入及び雑収入

その他の自費収入には、健診費用、自賠責診療、診断書作成料、医療相談料、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入等が含まれる。雑収入には、歯科用貴金属等の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料などが含まれる。漏れ（未収計上を含む）のないようにする。

2．その他収入

個人の場合、医業所得とそれ以外の所得は区分して計算する仕組みである。

（1）校医や嘱託医、産業医として支払を受ける手当及び緊急センター等において休日、祭日または夜間に緊急診療等を行うことにより支給を受ける委託料等。これらのうち、源泉徴収票が別途ある場合は、給与所得の収入金額となる。

（2）原稿料、講演料は雑所得の収入金額となり経費（書籍代、交通費実費など）を差し引くことができる（赤字となっても他の所得との通算はできない）。

（3）保険医年金の解約金、生命保険の満期返戻金の収入は、一定の計算方法により求めた金額が一時所得となる。一時所得の損失は他の所得から差引くことは出来ない。

（4）事業所得と他の所得の赤字で損益通算できるものの検討。

①一定の居住用財産の買換え等、特定の居住用財産の譲渡損失。

②ゴルフ会員権（ゴルフ場が倒産するなどして、プレー権が消滅したその会員権の譲渡等は除かれる）及び医業用車両等の譲渡損失。

③不動産所得の損失など。

3．消費税の申告について

2011（平成23）年分（基準期間）の課税売上高（事業所得、不動産所得などで消費税の課税対象となる収入金額）が1千万円（免税事業者であった場合には、税込み金額）を超える場合は、消費税の課税事業者となり、2013（平成25）年分の消費税の申告が必要となる。

なお、上記の消費税の課税対象となる収入金額には、次のようなものがある。

①医業の自費収入等（非課税分を除く）。

②事業用の建物、車両、備品等の売却収入

③店舗及び事務所用建物の賃貸料（保証差益等含む）収入。ただし、居住用住宅の賃貸料収入は除かれる。

④駐車場、その他施設の貸付による土地資料等の収入。ただし土地の貸付は除かれる。

確定申告　個別相談会のご案内

期　間　2月26日（水）～3月12日（水）

時間帯　相談者ごとに2時間　事前予約制です

①10時～　②13時～　③15時～

ご予約はお電話で協会（06-6568-7731）まで

※医業以外の所得（不動産、譲渡等）がある場合は、必ずお申し出ください。

会　場　保険医会館3階会議室

担　当　協会顧問税理士団

会　費　基本2万円

※医業以外の所得や複数人数分のご相談には別途費用が生じます。

※持参していただく資料については電話予約時にお伝えします。

医業所得における必要経費のポイント

税理士　黒岩　哲夫

所得税法上の必要経費は、別段の定めがあるものを除き、総収入金額に対応する売上原価のほか、その総収入金額を得るために直接要した費用の額およびその年の販売費、一般管理費、その他これらの事業所得を生ずべき業務について生じた費用の額とするとある。

この場合の売上原価は、医業収入に直接対応する薬品、材料、技工料等で、在庫計上を行った後の金額となる。

経費はその年の業務について生じた費用であるかどうかがポイントとなる。申告納税制度のもと、必要経費であるかどうかの判断はまず納税者自身が決め、仮に納税者の判断が誤っていれば是正するという制度であるから、自らが業務上の経費であることに自信を持って主張できるようにしたいものである。

今回は、税務調査で問題となりやすい主な必要経費についてそのポイントを見ておきたい。

①売上原価

薬品や材料を年末近く多めに仕入れても期末の在庫（費消されていないもの）として残るものは、翌年以降の原価となる。また、年内に支払われた技工料でもそれに対応する収入が翌年に計上されるものは、今年の経費にはならない。

②従業員給与

税務調査では名義借り、水増し等の架空人件費がないかチェックされるので、タイムカード、源泉徴収簿、給与台帳、履歴書、扶養控除等の申告書の保存が必要である。

③青色専従者給与

青色事業専従者給与は、労務の対価として相当であると認められる金額で、事前に税務署に届け出た範囲内の金額が必要経費とされる。増額改定した時は、遅滞なく変更届出書を税務署へ提出する。

税務調査においては勤務実態等より過大給与にあたると指摘される場合があるので、専従者の業務について、対価の妥当性を毅然と主張できるようにしておくことが大切である。

④家事関連費

自宅兼医院の場合や乗用車を使用している場合、固定資産税や、自動車税、地代家賃、修繕費、損害保険料、水道光熱費、支払利息、減価償却費等について業務利用割合等、十分説明出来るようにしておく。

⑤接待交際費

必要経費の中でも税務調査でよく問題となる経費である。特にゴルフのプレイ代、飲食代、商品券の贈答等については、接待の目的、相手先等、業務上の費用であることが分かるよう、領収書等にメモしておくなど説明ができるように心がける。単なる個人的（私的）な費用については否認されるので気をつけたい。

その他福利厚生費については、スタッフの歓迎会やミーティングなどの会食費が含まれるが、この場合も税務署は、私的な会食が含まれているのではと疑いの目を持つので、前述と同様の対応が求められる。

⑥修繕費

修繕費は資産の通常の維持管理または原状維持回復費用であるので、その範囲を超える部分については資本的支出として減価償却の対象となり、一時の費用とすることができないので注意する。